

甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年6月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

出席委員（8名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	樋口孝之君
	安倍健治君		清水和弘君
	小澤重則君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 秋山照雄君

---

説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	宮本裕君	都市建設部長	箭本太君
公営企業部長	小宮山尚君	商工観光課長	高須秀樹君
建設課長	芳賀康貴君	都市計画課長	久保欽一君
上下水道業務課長	保坂義実君	上下水道工務課長	中島茂樹君
商工労働係長	伊藤仁美君	企業誘致係長	藤田充君
建設総務係長	塚田英仁君	建設管理係長	中込聡君
開発指導係長	小澤俊和君	上水道総務係長	藤井亮一君
上水道施設係長	池田靖君		

---

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中澤一昭 書記 森田公

**審査内容**

1 条例等審査

議案第65号 甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正の件

議案第66号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件

議案第67号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件

議案第70号 市道路線認定の件

2 補正予算審査

議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）

開会 午後 1時24分

○書記（藤井涼子君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めまして、こんにちは。臨時のご参集、大変お疲れさまです。また、昨日の一般質問された方、大変お疲れさまでした。

本日は、定例会に付託されました案件について審議していただきます。委員の皆様方の慎重審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（金丸幸司君） 本日の委員会は、本定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第65号 甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 大変お疲れさまです。

公営企業部上下水道業務課から議案第65号 甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案書の15ページをお願いいたします。

説明させていただきます。

甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとします。

一番下の提案理由であります。本市の水道事業において計画給水人口及び計画1日最大給水量の変更認可を取得したことに伴い、所要の改正を行う必要があります。これがこの条例案を提出する理由であります。

続きまして、別冊の定例市議会資料6ページをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。大丈夫ですか。

○上下水道業務課長（保坂義実君） それでは、説明させていただきます。

6ページは新旧対照表となります。

条例中第3条第2項中に記載をされております計画給水人口5万5,200人を5万7,000人に、また、計画1日最大給水量2万2,100立方メートルを2万5,000立方メートルに、それぞれ変更認可をいただきました数値に改めるものであります。

全国的に人口減少が進む中、本市におきましては人口が緩やかに増加している状況が今日まで続いており、平成27年度に取得をいたしました数値を実際には上回る給水人口などとなっていることから、令和6年3月に国から変更の認可をいただいたことに伴い、条例についても整合性を図る必要がありますので、所要の改正を行うものであります。

再度、議案書の15ページへお戻りください。

それでは、15ページの附則であります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上が議案第65号 甲斐市水道事業等及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部改正の説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、変更したことによって今までの事業の継続に対して何か変わる  
ところはあるの。

○委員長（金丸幸司君） 藤井上水道総務係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） お答えします。

事業に関しては何も影響はございません。

まず、条例改正するに当たっては、令和4年度に国のほうで立入検査がありまして、その  
段階で給水人口が認可の人口を超えていましたので、そこは合わせて、認可よりも少ないと  
困るから、そこはもっと多くしてくださいという指摘があったので、それで直すことにした  
だけなので、特に事業に影響はございません。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 国の指導を受けたということだよ。ということは、そういう状況に  
ありながら、例えば基本的には人口が増えました、今までの人数よりかも増えましたという  
段階の中で、市のほうから国へ認可を申請するというような、国が主導する前にやるべきだ  
ったんじゃないかなと思うんだけど、その辺のところはどうなの。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） これまでの件につきましては内藤委員のおっしゃるとお  
りで、本来であれば市のほうから国へ変更の申請をするべきところですが、逆に監査のとき  
に指摘されてしまったという、ちょっと逆転現象というような状況になっております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 結局どういうことかという、要するに人口が増えて給水量が増えて  
くるということもあり得るわけじゃない。そうすると、そういったときに適切にそういうも  
のを変えて対応していかないと、事業そのものに影響が出るということと、それから、給水  
量が足りなくなるという、人口が増えれば、当然、給水人口が増えてくることになるから、  
足りなくなるということも考えられるよね。だから、そういうところにおいては、やっぱり  
国の基準に基づいて、やっぱり随時やっていくということが必要だと思うんで、今後、そう  
いう形でもってやってもらいたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 答弁はよろしいですか。

○委員（内藤久歳君） 答弁してください。何かあったら。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 今後につきましては、その都度そういった数値を精査いたしまして、変更等が必要になれば、速やかに変更申請のほうをさせていただくように努めてまいります。

以上です。

○委員（内藤久歳君） 以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第65号を終わります。

次に、議案第66号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） それでは、続きまして、議案第66号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案書の16ページをお願いいたします。

では、説明させていただきます。

議案第66号 甲斐市水道給水条例の一部改正する条例を次のように定めるものとします。

下段の提案理由であります。本市の水道事業において、老朽化した管路や施設の更新事業及び自然災害等へ対応するための耐震化事業等を計画的に実施し、将来的に持続可能な事業運営の確保を目的に水道料金を改定する必要があります。これがこの条例案を提出する理由であります。

続きまして、別冊の定例市議会資料の7ページをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

初めに、1の改正の趣旨であります。本市の水道事業は、平成27年度に策定した甲斐市第2次水道ビジョン、また、平成28年度に策定した甲斐市水道事業経営戦略及びアセットマネジメント計画に基づき、今日まで事業を進めております。

下水道事業を取り巻く環境は、人口減少などによる水需要の減少や節水機器の普及及び節水意識の高まりなどから、給水収益は減少傾向にあり、それに加え、水道施設は老朽化が進み、法定耐用年数を超えた管路の割合は年々増加をし、更新経費の増大が見込まれております。

このような状況を踏まえ、適正な水道料金の見直しについて検討を重ね、令和元年度に平均27%の料金引上げを実施いたしました。その後、令和3年度に甲斐市第2次水道ビジョン及び甲斐市水道事業経営戦略アセットマネジメント計画の中間見直しを行い、老朽化が進む水道施設の更新事業をはじめ、自然災害等へ対応するための耐震化事業などを計画的に進めていくためには財源の確保が必要であることから、令和5年度に再度検討を行いました。

検討の結果、将来にわたり持続可能な水道水の安心安全な供給を目指し、事業の健全経営を図ることを目的に、令和7年度25%増額の料金改定を実施することといたしました。

次に、その下の表をご覧ください。

具体的な料金の改定につきましてお示しをした表となりますが、25%の引上げを実施した場合の1か月当たりの基本料金及び従量料金を消費税抜きの価格で表したものになります。

初めに、上段の専用・共用給水装置（一般用）であります。基本料金10立方メートルまでは860円を1,075円に、その右側になります。超過水量料金1立方メートルごとになります。11から20立方メートルまでは129円を161円に、21から40立方メートルまでは151円を189円に、41から60立方メートルまでは173円を216円に、61立方メートル以上は195円を244円に、次に、その下の特別給水装置（臨時用等）になります。基本料金10立方メートルまでにつきましては3,350円を4,188円に、その右側の超過水量料金1立方メートルごとにつきましては、一律で195円を244円に改定するものであり、その下の施行であります。

が、令和7年6月1日以降の水道メーターの検針に係る料金から適用するものであります。

次に、資料の8ページをご覧ください。

8ページの上段の表につきましては、7ページで説明した内容と同様になりますが、1か月当たりの料金改定の詳細となります。

表の一番右側、基本料金、10立方メートルまでは215円の増額となります。その下の重量料金につきましては、11から20立方メートルまでは32円の増額、21から40立方メートルまでは38円の増額、41から60立方メートルまでは43円の増額61立方メートル以上は49円の増額となります。

この表の料金価格につきましても消費税抜き金額となっております。

次に、その下につきましては、標準的な家庭用水道料金への影響を具体的に示したものととなります。

標準的な家庭用として、口径13ミリ、1人1か月当たり8立方メートルの水道水を使用したものとして試算したものととなります。世帯員1人が8立方メートル使用した場合、水道料金は2か月に一度の請求となりますが、料金改定前は2,024円、改定後につきましては2,497円となり、2か月で473円の増額となります。以下、16立方メートル使用した場合につきましては89円の増額、24立方メートル使用した場合につきましては1,512円の増額、32立方メートル使用した場合につきましては2か月で2,180円の増額となります。

次に、資料の9ページにつきましては新旧対照表となっており、内容につきましては先ほど7ページ、8ページで説明をしたとおりとなりますので、説明の方は省略をさせていただきます。

再度、議案書の16ページへお戻りをください。

16ページの附則となりますが、附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日からの施行となり、経過措置といたしまして、この条例による改正後の甲斐市水道給水条例の規定は、令和7年6月1日以降の水道メーターの検針に係る料金について適用し、同日前に行われた水道メーターの検針に係る料金については、なお従前の例によるものであります。

以上が議案第66号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件の説明となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 前回は令和元年ですから、6年でまた改定ということですが、ちょっと早過ぎる感じもするわけです。どうでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 甲斐市の水道事業につきましては……

〔「マイクお願いします」と呼ぶ者あり〕

○上下水道業務課長（保坂義実君） すみません。

甲斐市の水道事業につきましては、平成16年の合併以降、3度のこれまで料金改定を行っております。20年で3度ということでありますので、平均にいたしますと、6年、7年に一度というような改定となっております。

この間、水道経営戦略、それから、アセットマネジメント計画を策定いたしまして、そういったものの計画に基づきまして財政シミュレーション等で検証している状況となります。ご理解のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 今、松井委員のところに関連するんですけども、令和元年に27%、その前に、平成27年は今年と同じ25%ということなんですけれども、このときにかなり、どうせだったら、私の記憶ですと、もう少し一気に上げたほうがいいんじゃないかと、かなりもんだことがあったんですけども、それについて、令和元年にはちょっと上げて27になって、今回も25なんですけれども、この25にしたという、同じように、ここでもってまだまだ給水人口が増えるのであれば、今回も27にしなかったのかということが、本来だったら上げることは反対なんですけれども、今回もまた前にもって25となったんですけども、この理由というか、そんなことをちょっとお聞かせ願いたいですけれども。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 今回の水道料金の改定案であります。令和5年度に水道審議会のほうに諮問をさせていただきまして、水道審議会のほうからも諸物価の高騰等に関しまして市民の負担が大きくなるというような影響を避けるようにというような形で、本来であれば、もう少し金額のほうの増額を実施を、財政シミュレーション等でいけばすべきところではありますが、水道審議会の意見等も踏まえた中での25%という形とさせていただきました。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 了解しました。

こういうのは、1円でも100円でも上げるとなると、かなり住民というのは、値上げというのがかなり、何ていうんですか、いろいろ出るんですけども、ここで私が、前のときにもやっぱり同じ質問したら、当局側は審議会のほうでそういう答申が出たからということで収まったんですけども、そうは言っても、だんだん管路が、老朽化してきて、かなり布設替えのときにも、一緒にやってしまえばいいけれども、また漏水箇所というのが、あれから何回も出たということを経験しています。

そんなことの中で、今回は同じ25%で、それはいいんだろうけれども、いろんなことを踏まえた中でも、今後先、やはり、管路老朽化ということについて、それを審議会にも言ってほしいと、こんなふうに思います。

委員長、ちょっと質問変えますけれども、よろしいですか。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） それで、料金改定なんですけれども、ここに臨時用のほうは、基本料金は、何といいますか、3,350円から4,188円になって、さらに、超過のほうは全然、普通の家庭は11ミリから20立方メートルになれば27円とか40円近く上がるんですけども、この超過については、同じ61ミリと同じあれなんですけれども、これはあれですか、臨時に例えば住宅とか何とかのところへかけるに、設置するに、同じ、ここでもってこの現場は住宅だから一番下の11から20でもいいんだから、この値段じゃちょっとおかしいじゃないかと思うんですけども、一定にしたということはどういうあれですか。

○委員長（金丸幸司君） 中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 臨時給水の部分の特別給水のこちらの単価なんですけれども、基本的には一般の市民が使う部分については、上の通常の細かく水量を刻んだものでやるんですけども、工事業者等が本当に一時的に使うもので、使用頻度というのはすごい少ないわけです。加入金等も払ってなくて使うという形になりますので、ちょっと高い料金設定にはなっているんですけども、それで細かく設定しますと、工事的に本当に短期間使うものですので、その部分によって料金が複雑になってしまうということで、一括の料金ということで、高めの料金で設定させております。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かります。だから、超過のやつを、一番上の61ミリ以上と同じじゃなくて、私が言うのは、もうちょっと上げたほうがいいんじゃないかというような、そういう意見です。短期間で使うんだから。

これはここでもう数字が出てあれなんですけれども、これは意見としてでもいいから、よろしくをお願いします。次回のいろいろ審議会の中では、こういうこともぜひもんでいただきたいということです。そうしないと、仮設でやっているところが一つの、例えば住宅は、1件ではいいんですけれども、分譲地なんかでは、かなり1つでもって何人もの、業者が使っているようなということも聞きましたんで、そんなことも踏まえてお願い、これは要望というような形でよろしいですから、お願いします。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 大体、六、七年に1回改定、値上げをしているんですが、こういうペースで大体これからもいくという感じなんではないでしょうか。ちょっとその辺が。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山公営企業部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） お答えします。

別に6年とか定期的に値上げということではなくて、今回のそもそもの問題が、平成27年に水道ビジョンをつくったときに、55%を値上げしないと今後ちょっと厳しいよということで、水道審議会にも答申させていただきました。

ただ、水道審議会のほうでは、55%も上げますと、非常に市民生活に影響が出るんじゃないかということで、もう少し検討しろよということで検討した中で、前回、先ほど藤原委員もいろいろご意見いただいたと思いますが、25%上げさせていただいたわけです。

それで上げさせていただいたんですけれども、改めて水道ビジョン等の再見直しをしたところ、やはりもう少し上げさせていただかないと、先ほど言ったように、今後、老朽化した管を整備していくにはつらいということで、改めて令和5年に審議会にまた諮問をさせていただきました。

そのときも、うちとしましては30%上げさせていただきたいということで、いろいろシミュレーションした中でご説明させていただいたんですけれども、やはり審議会委員の皆様から、もう少し何とか、何とかという言い方悪いですが、もっと検討してみないかということで、25%という数字を出させていただいて、それで何とか説明をした中で、審議

会としては25%以下に下さいよということで答申をいただいたんで、それに基づいて、今回は25%にさせていただいた状況でございます。

今後につきましては、この間の常任委員会でもご説明させていただいたんですけれども、令和14年まではこの試算をさせていただいています。それまでにはうちのほうも老朽化の管を今後改善していくということで、お示しさせていただいたんですけれども、その先の話につきましては、来年度で第2次の水道ビジョンが終わりますんで、その先に第3次水道ビジョンをつくれますんで、その中で、これから将来の料金体系についても、またいろいろと検討させていただきたいというふうな考えでありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 松井委員、よろしいですか。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 先ほど藤原委員との質問が一致するところもあるんですけれども、臨時用水というのは、私たちは個人用で仮設水道ということだと思えるんですけれども、臨時用水の中で仮設水道以外にはどんなようなあれがあるんですか。仮設水道だけ、私、頭に浮かんでいるんですけれども、そのほかにはどんなものがあるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 藤井係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） 工事関係以外ですと、1件あったのが、太陽光パネルの洗浄に水を使いたいということで、業者さんがトラックにタンクを積んできて、そこに給水をしたということがあります。ただ、あまりないない状況ですね。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） もう1点教えてください。

ちょっとこれ、あれですけれども、仮設水道建てる時に加入金を払わなくて、直接、普通、一般家庭だと13ミリが幾ら、20ミリが幾らと決まっていますけれども、工事用だと加入金払わなくて、直接つなぎ込んでということですか、工事は。メーターは通らなくてということですよ、これ。

○委員長（金丸幸司君） 池田上水道施設係長。

○上水道施設係長（池田 靖君） お答えいたします。

特別給水につきましても、分譲地の工事等で臨時に使う際には、仮設の給水メーターを貸

出しして数量を把握しているところでございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

その他質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 7ページの改正の趣旨のところ、「法定耐用年数を超えた管路の割合は年々増加し」という表現がしてあるんだけど、法定耐用年数というのは基本的に何年だけ。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 今、一番多く使われているのが塩ビ管と言われている塩化ビニール管になっているんですけども、そちらの法定耐用年数が40年になっておりまして、水道管のほとんどが40年の耐用年数という形で、今、そちらの更新を手がけている状況になっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、法定年数を経たものは交換をしていくことになるわけだね。そうすると、この表現だと、年々増加するということはどんどん増えてくという感じで、あるいは老朽化した管の交換の更新を全然進んでいないという認識になっちゃうんだよね。

そうすると、結局、水道事業そのものが、この料金の改定にも関連してくるんだけど、そういうことであれば、ちゃんと管を管理するためには、こういう状況があっちゃ駄目じゃないね。そうでしょう。だって、耐用年数が増えているということは全然改善されていないから。その辺の捉え方というのはどうなっているの。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 今の法定耐用年数を経過している管については、現状で令和4年度で12.6%、45キロほどあるんですけども、その管につきましては、一般的には下水の工事のときに当たれば、その管の入替えをやっていくんですけども、そういったのは大体年平均で2キロぐらいになっています。

ただ、それでは追いつかないような状況もありまして、今、年々、ちょうど40年更新前の、ちょうど50年ぐらい前に入れた管が年間大体8キロほど平均でずっと入ってきているわけなんですけれども、そういった管を、予算の都合もありますので、更新できるというこ

とで、メーター今15万円の単価で更新していくと、4.5キロぐらいの毎年、管の更新で、6億ぐらいをかけて更新していく計画を立てまして、それに基づいて今後は計画的に更新していくんですけども、昭和の中期に入れた管、もう結構長いもので、全てをその年度に更新することがなかなかできないという現状がありますので、徐々に増えていってしまうけれども、そういったのをなるべく少なくするために、今後経費をかけて管路を更新していくという、そういった計画の中で事業のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ非常に重要なポイントだと思うんだよね。年々増大するということが非常に、今、その状況になって、費用もかかるから徐々にやってくというんだけど、やっぱりそういった災害とか、そういういろんな部分で考えたときに、こういうもう耐用年数の超えたものが水道管として布設されているということになると、やっぱりこれは多少費用がかかって、下水と一緒にこうやるとは言いながらも、やっぱりその辺のところを少しでも改善して、増大していくじゃなくて減っていくというような、将来的に見たときにどこかでそういう方針転換をして、そういうものを圧縮してかないと、これいつまでたっても平行移動みたいになっちゃって、それでリスクは常に減らないということだよ。

だから、今後のやっぱり水道ビジョンの中に、来年見直すということをしたけれども、今、この時点ですぐじゃなくて、やっぱりそういうものを踏まえた中で、やっぱり管路の耐用年数を増えるんじゃなくて少しでも減らすという方向にターゲットを絞って、やっぱり進めていくというのが必要じゃないかなと思うんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） 委員のおっしゃるとおりで、増大していくところを抑えたいということで、うちのほうである程度試算をさせていただきます。今、大体、先ほど課長が言いましたように12%ぐらいが老朽管です。このままの状態で行きますと、恐らくうちが試算している令和14年までには、約4割弱が老朽化になってしまうと。

○委員（内藤久歳君） 増えるということだね。

○公営企業部長（小宮山 尚君） そうですね。

それを改善するために、今回料金を上げさせてもらう中で、更新とかの費用を捻出しまして計画的にやっていくと。そうしますと、今の試算でいくとゼロにはならないんですけども、20%弱ぐらいには抑えて推移をさせていきたいなというふうな計画はございます。

一応そんな形で、増大するというのは、私ども老朽化が増えるということは懸念しておりますので、それを極力少なくしたいということで、今回値上げも含めまして事業計画を出させていただきますので、それに伴って、ちょっと粛々とやっていきたいなというふうに考えております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、部長が説明されたように、取り組んでいることは我々も分かっているんだけど、やっぱり水道事業ということを考えたときには、やっぱりそういうリスクとかそういう部分を少しでも減らして改善していくという方向に、やっぱり進めてもらいたいと思うので、費用がかかることで大変だと思うけれども、そういった視点を変える中で努力してもらって、増大じゃなくて圧縮できる方向で取り組んでもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それと、あと今、水道の改定が示されたんだけど、あと、甲府水道局との同一規模の料金の違いとか、その辺のところは具体的に、同じ、例えば13ミリの量が10立方とかという、その辺の違いというのはどんな具合になりますか、これ上がったとき。

○委員長（金丸幸司君） 藤井係長。

○上水道総務係長（藤井亮一君） 甲斐市が料金を25%改定をもしさせていただいたとして、甲府市さんはもう令和6年度にもう改定していますので、そこで比べさせていただきますと、一つの例なんですけれども、口径が13ミリで月20立方を使用した場合の甲斐市と甲府市の水道料金なんですけれども、甲斐市が基、現行は2,431円、それが改正をもしますと3,019円になります。甲府市さんは、令和6年で改定をもうしてまして、税込みで3,228円になりますので、甲斐市のほうが209円安価という、多少の違いなんですけれども、大体同じぐらいな形になる試算になっています。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、今の説明だと、13ミリで20立方の場合、200幾ら、水道、甲府のほうが高いということだよね、約200円。

これもいろいろ今まで、いろいろ問題になっている部分もあるんだけど、これについては、水道事業の事業資産が違うという形の中で、これはやむを得ないことだけれども、単

価の差異、今回は上げた場合200円の差異があると、甲府のほうが高いということなんだけれども、それはずっと、今まで過去を見たときに同じぐらいのあれでいっているのか。大体200円ぐらい、同じ13の20立方という基準の中で、いろいろその都度改定もあったり、甲府も変わっているわけじゃん。それは大体並行していっているのか、どこかすごく圧縮されたとか、そういうところはあるの。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山公営企業部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） お答えします。

合併したときが、旧竜王が13ミリで20立米使ったときに1,560円、そのときは双葉も金額が少し違っていて、そのときが、双葉が1,668円、敷島、甲府ですね。それが2,845円、そのときはやっぱり格差がありました。それから、甲斐市の水道も値上げしていますし、甲府市も値上げした中で、現実的には先ほど言ったように、差が詰まってきたという言い方がいいか分からないですけども、差が少なくなってきたという状況はございます。

○委員（内藤久歳君） ということは、合併当時は800円違っていたと。しかしながら、今は20円に圧縮されたという表現がいいかどうか分からんけれども、そこまでやっぱりなくなったという認識でいいということだね。そういうことだね。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） 結果的にはそういうふうにご理解いただくしかないと思いますけれども、それにはいろいろ経費の問題とかがございますけれども、一応そういうこととなると思います。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

そういうことで、今、水道事業については、甲府と甲斐市という2つの企業体がやっているということで、なかなか統一するのは難しいと思うんだけど、できれば、圧縮ができるだけ少なくなるように取り組んでもらうというか、甲府が上げるから甲斐市も上げるということじゃなくて、できるだけその圧縮ができるように頑張ってもらえばいいかなというふうに思います。それは、甲府がやることだから、なかなかこっちの言うことを聞いてもらうというわけにはいかんけれども、そんなことで取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 前回のとき、課長、部長にちょっとお願いしておいたんですけれども、ちょっと確認ですけれども、料金も当初は30%か25%に抑えていただいたということは聞きまして、大切な水をどうしても逃がさないと、漏水させないということで、私がちょっと、どこかの県の趣旨はA Iを使って検査をしているよと、そういうことを部長ちょっと調べてくれないかという話をしたんですけれども、その過程をちょっと教えていただければありがたいですけれども。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山公営企業部長。

○公営企業部長（小宮山 尚君） お答えします。

そのお話は以前に伺ってしまして、うちの料金徴収をやっているフジ地中さんという業者さんがいるんですけれども、そこがやはり漏水の結構事業もやっています、結構全国的にも優秀な企業で、そこにちょっとこの間、研修会ということで来ていただいて、いろいろ全国の取組とか話を聞いた中で、やはり今、A Iというか、今までの過去のデータを集約した中で、こういうところが漏水が多いよという、やっぱりそういうデータを取っているらしいんですね。そういうものを今後うちも取り入れていきたいなというところで、結構費用的にはかかるんですけれども、ちょっと今そんなところを研究させていただいています。

あと、衛星からという、衛星で見たのという、どうもその業者さんが言うには、衛星で見た漏水の調査というのは、なかなかやっぱりうまくいっていないよというような話をしていたんですけれども、その業者さんは衛星を使ったのはやっていないですけれども、そういう全国的には衛星を使ってやるところもあるらしいんですけれども、ただ、やっぱり地下にあるものですから、なかなか、言うには電波というかそういうのがうまく届かなくて、なかなか難しいところもあるというような報告は受けております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 私、その件で、ちょっと何県と言ったか、相当のその県でやったら、そういう経費が浮いたり、もう十分そういうことで経費が浮いたり、やっているということをやちょっと聞いたんで、またその辺は、今ここで結論を出すとかそういうことじゃないですけれども、逐次調べて調査して、またお願いしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 日本共産党市議団、松井豊です。

今回の値上げについては反対の立場で討論をいたします。

1つは、やはりこの間8%の物価値上げということで、かなり生活が困窮してきている中で25%というのは、結構大変な負担になりますので、その辺を考慮していただきたいのと、それから、先ほども質問しましたが、今後もずっと値上げが続くようにも見えますし、全体像がいま一つ見えない。ほかの委員さんからもちょっと質問などもありましたが、その辺もはっきりさせた上での提案をしていただけたらと思います。

以上、反対討論です。

○委員長（金丸幸司君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論がありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案66号の採決を行います。

本案は起立により採決いたします。

お諮りします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金丸幸司君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第66号を終わります。

次に、議案第67号 甲斐市布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。

それでは、上下水道工務課から甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件につきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案書は17ページをお願いいたします。

議案第67号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件となります。

本条例の一部改正の提案理由でございますが、水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があります。こちらが、この条例案を提出する理由であります。

内容といたしまして、厚生労働省の組織見直しの一つとして、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するためであります。

一部改正の要旨につきましては、議会資料10ページの新旧対照表で説明をさせていただきますと思います。

よろしいですか。

表の右側が旧条例で、左側が改正後の新条例となります。

改正箇所は、第4条第1項第6号中のアンダーラインの部分で、これまでの厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものであります。

議案書17ページへお戻りください。

よろしいでしょうか。

議案書の17ページ、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用するといたします。

以上が、本条例の一部改正の内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これが厚生労働大臣から国土交通大臣と環境大臣ということになった

んだけれども、これは国のほうでこういうほうに変えたということだと思っただけだけれども、これに変えたさしたる理由というか、根拠というのはどんな根拠になっている。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） これまで水道法につきましては、衛生の観点から厚生労働省のほうで管轄を行っていました。能登の地震等の災害の復旧を素早くにするという形の中で、水道法の関連が国土交通省と環境省の関係にあって、下水とか一体にすれば、もっと早くそういった対応ができるという、その観点の中で、所管する官庁が変わったということで、水道の官庁が、もともと厚生労働省から国土交通省に変わったということの対応の今回の条文の改正となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、もうこれが国のほうで所管が変わったというだけのことであって、こっちで事業やっていく上においては、何ら今までどおりということで、特別変わったことはないということだね。市の対応としては。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 内藤委員さんがおっしゃるとおりで、何ら業務と事業に対しては変更のほうはありません。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この監督者の資格基準というのは、大体どんな程度のものなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 資格基準につきましては、水道法から定められておりました技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準ということで、水道の業務に関連する学校を出られた方が、何年以内というものですとか従事されて、5年以上とか、そういった細かく資格に対してその方が慣れる期限が決まっております、そういったものをこの規約の中で定めております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第67号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

再開を2時半からに、再開いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時28分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第70号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた画像がありますので、担当からの説明の後、モニター画面に画像を流します。

今回は3路線となります。それでは、担当より説明をお願いいたします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、建設課から議案第70号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

議案書は32ページ、位置図につきましては議会資料19ページから21ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要

があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

今回、認定をお願いする路線は3路線であります。

路線番号675、路線名、戸田道下宅造3号線、路線番号676、路線名、下河原宅造3号線、路線番号376、路線名、家ノ前宅造2号線、以上の3路線について、録画映像による現場確認をお願いし、認定をお願いするものであります。

なお、本日確認していただきます3路線は、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路でございます。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧になりながら担当から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

質疑については現地映像を見た後に行いますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時50分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

それでは、先ほどの現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 先ほど話したんですけれども、9区画と4区画のところに私有地があったとありましたね。その私有地の、一般的には市道になっていないということですよ。舗装もしてあったと。そうすると、もちろん使えば壊れてくると、舗装も剥げてくると、やっぱりそれは私有地でも、やっぱり市で管理してあげているようになるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 私道のほうは個人で直してもらうことになっていきますので、甲斐市道以外は、市として補修することはありません。

○委員長（金丸幸司君） 樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） そうすると、一般の方がそこを通行するという、そこで昼は、そこは通せませんよと言ったら、私有地ですから、通さなくていいということですか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 映像でもご覧になっていただいたとおりに、行き止まりになっていますので、その道の先はそのお宅になっていますので、ほかの人が通るといったことはないと思います。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 分かりました。

先ほど、一番最後の12区画のところで最大の長さが九十幾メートルでしたか。

○委員長（金丸幸司君） 95.2メートル。

○委員（樋口孝之君） それによって、グレーチングとか、それなりに間隔的に設置してあるんですけれども、道路勾配とか水路の幅によって、グレーチングの取り付けの感覚とか違ってくると思うんですけれども、その辺は基準というものはあるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 市道の場合ですけれども、4メートルに1か所設置することになっています。

○委員（樋口孝之君） 分かりました。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認だけれども、今後の道路認定についてはこういうスタイルでやるのか、それとも現地視察をするのか、その辺のところは今後どういうことやるのかな。

私の個人的意見だけれども、皆さんちょっと大変かもしれんけれども、こういうスタイルのほうが楽でいいし、分かりやすいし、暑さ寒さも関係ないということで、できればこういう形をお願いをしたいと思うんですけれども、どうですか、その辺は。

○委員長（金丸幸司君） 森田係長。

○書記（森田 公君） すみません。そちらにつきましては当局のほうで答えさせていただきます。

市道認定につきましては、昨年度の建設経済常任委員会のときからこのスタイルでいくと

ということで、既に統一が図られておりまして、今後も現地に行きますと暑いですし、時間もかかりますので、録画をやるということで、一応そのまま周知がされておりますので、今後ともこの形でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ありがとうございます。

委員会になって初めてで、俺も建設に来て、そういうことを情報知らなかったの、初めての、前もこういうことでやっていたの、認定は。

○委員長（金丸幸司君） 森田係長。

○書記（森田 公君） 改選後の建設経済常任委員会では、ずっとこの形に変えましてやっておりました。

○委員（内藤久歳君） 初めて知ったよ。いや、本当に。

それで傍聴でも来ていれば分かったんだけど、なかなか、分かりました。了解です。よろしく願いします。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第70号を終わります。

ここで条例審査等を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の一部の入替えを行います。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時56分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、補正予算審査を行います審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により一括で説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

それでは、議案第68号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

初めに、建設課より8款土木費、1項土木総務費について説明をお願いいたします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、建設課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

1目土木総務費、ナンバー12土木総務事業におきまして、2,281万9,000円の増額をお願いするもので、財源内訳といたしまして、国・県支出金で、国庫補助金、社会資本整備総合交付金272万9,000円、県補助金、木造住宅耐震診断支援事業費補助金11万4,000円、木造住宅耐震改修等支援事業費補助金262万5,000円、それ以外は一般財源となります。

内容であります。3節職員手当等ですが、人件費の補正につきましては人事課からの一括説明となります。

12節委託料の木造住宅耐震診断委託料及び18節負担金、補助及び交付金の木造住宅耐震改修補助金、木造住宅建替補助金につきましては、能登半島等の地震の影響から市民の皆様の耐震化に対する意識が高まっており、当初予算の件数以上に申請や相談が増加しているため、820万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、省エネルギー住宅等普及促進事業費補助金につきましては、ゼロエネルギー住宅等

を対象に、令和4年度から省エネルギー住宅等普及促進事業を実施しており、事業周知を図ったところ、市民及び住宅メーカーから多くの問合せや申請があり、既に当初予算額に不足が生じている状況にあります。このため、今後も多数の申請が見込まれることから、1,060万円の増額補正をお願いするものであります。

また、空き家除却事業費補助金では、空き家等の周辺の防災、衛生、景観等に悪影響を及ぼす可能性のある市内の空き家等を除却し、地域住民の生活環境を保護するため、空き家等を除却するものに対する補助金であります。今年度は既に当初予算額を上回る申請が見込まれるため、400万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が建設課の補正予算の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 確認です。

今の最後の説明で、空き家対策について、もう今年度予算を上回っているということで、さらに補正が400万ですか、今言った、あと今後どのぐらいを見据えて、この400万を出したということですか。

○委員長（金丸幸司君） 塚田建設総務係長。

○建設総務係長（塚田英仁君） 当初4件を予定していましたが、相談等のことを踏まえて、8件不足という形での要望をさせていただいております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 4件が8件になったということは、4件分を増やしたということ、そういう意味ですか。

○委員長（金丸幸司君） 塚田係長。

○建設総務係長（塚田英仁君） 8件不足という形で、全部で12件を予定しております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時02分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、商工観光課より5款労働費、1項労働諸費及び7款商工費、2項商工費振興費について一括で説明をお願いいたします。

高須商工観光課長。

○商工観光課長（高須秀樹君） それでは、よろしくをお願いいたします。

商工観光課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書につきましては、18ページ、19ページとなります。

初めに、18ページをお願いいたします。

中ほどの5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費1,760万円の増額補正をお願いするものであります。

財源といたしましては、山梨県移住支援交付事業費補助金1,320万円、この内訳として、国が間接補助として事業費の2分の1、県が4分の1であります。残りの440万円は一般財源であります。

19ページをお願いいたします。

説明欄、ナンバー10労働総務費の移住支援事業補助金で、18節負担金、補助及び交付金であります。

内容につきましては、本年度に入り、これまで4世帯8人が東京圏から本市へ移住し、補助金交付申請を受け付けているところではありますが、現在、9世帯19人から相談を受けており、今後さらに5世帯14人を見込んでおり、補助金の不足が生じることから増額するものであります。

続きまして、18ページにお戻りいただきまして、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費22万円の増額補正につきましては、商工観光関係職員費でありますので、人事課から総務教育常任委員会において説明をさせていただきます。

その下の2目商工振興費666万2,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は全て一般財源であります。

19ページをお願いいたします。

説明欄ナンバー02商工振興事業で、産業立地事業費助成金対象事業として、18節負担金、補助及び交付金であります。

内容につきましては、令和5年6月に事業認定した宇津谷地区の中星工業株式会社の新工場建設事業につきまして、本年7月に事業が完了することから助成金を交付いたします。産業立地事業費助成金交付要綱に基づきまして、等価固定資産税額4億1,640万5,230円に対し、助成率は、事業用定期借地権設定による事業用用地の確保に伴う新工場建設事業として1.0%、当該事業が地域経済牽引事業として経済産業大臣に承認を受けていることから、高付加価値創出事業として0.6%を加算した合計1.6%で、666万2,000円の助成金交付のための増額補正であります。

説明は以上であります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の商工振興費で中星工業の助成ということなんだけれども、あの会社というのは、規模的にはやっぱり従業員がどのぐらいいて、何年営業している会社ですか。

○委員長（金丸幸司君） 藤田企業誘致係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

まず従業員は、昨年2023年5月現在で215人となっております。

創業になりますが、もともと1967年に名古屋のほうで会社を始めまして、2001年に今の宇津谷のほうに本社として移転してきております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、今こういった助成するという、市が関わって助成するというケースというのは今回が初めてですか。前も過去、何かこんなような助成するようなあれはあったんですか、この中星工業に対して。

○委員長（金丸幸司君） 藤田係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

中星工業さんについては今回が初めてになります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） 分かりました。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして本委員会に付託された議案審査は全て終了いたしました。慎重審議、大変ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員よりその他何かありましたら、お願いします。ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） その他、事務局ありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（金丸幸司君） これでその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時10分